居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫婦及び夫の母)について、1.避難費用として、避難先に支払った宿泊謝礼及び自宅の解体の打合せ・立会いのための一時立入費用が賠償され、2.財物損害として、原発事故の直前にまとめ買いをしていた犬の餌の購入代金及び避難により置き去りにせざるを得ずに死滅した鳥15羽分の価値相当額が賠償されたほか、3.日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円(ただし、申立人夫の母について既払金を控除している。)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目(前項記載の期間に限る。)についての和解金として、金6,021,896円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に 対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名(記名)押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和3年5月24日

(仲介委員 上妻 英一郎)

別紙

損害項目			期間	金額
避難費用	宿泊謝礼		H23.3~H23.4	127,000
	一時立入費用		H30.4~H31.1	36,960
財物損害	犬の餌			12,936
	烏骨鶏 15 羽			75,000
日常生活 阻害慰謝 料	增額分(X3分)		H23.3~H28.6	2,530,000
	増額分(X1及びX2分)		H23.3~H28.6	3,240,000
合計				6,021,896